◎税額の計算方法	社会保険料 十十八人 佐	納税者本人の	2,400万円以下 43万円	◎税額控除(配当控除)	◎税額控除(寄附金税額控除)
総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③	社会保険料 控除等 支払金額 控除額	所得金額 900万円以下 900万円超 950万円超 1,000万円以下	基 礎 納税者本人の 2,400万円超2,450万円以下 2.9万円 2.9万円	期 税 所 4 全 額 1,000 万 円 1,000 万 円	前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が
課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④ 税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥	生 新 12,000円以下のとき 全額	配偶者 一般 33万円 22万円 11万円	②税額控除(調整控除) 2,450万円超2,500万円以下 15万円 15万円 15万円 15万円 15万円 15万円 15万円 15万円	以下の部分 超の部分	→ 得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額 2 千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市
院領控所前所得割領色 - 税額控係領色 - 所得割額⑥ + 均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧	型 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 契 2000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円	控 除 老人 38万円 26万円 13万円		川町村氏枕 道州宗氏枕 川町村氏枕 道州宗氏	1 教送应用 古町牡豆以料土工安附入
特別徵収税額⑧一控除不足額⑨=差引納付額	命 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円	所得金額 控除額	納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた 金額	利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3%	2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄
(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。	保 旧 15,000円以下のとき 全額	1 48万円超 95万円以下 3 3 万円 2 2 万円 1 1 万円	合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税	外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15%	3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉 進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定め
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別	2 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円	偶 95万円超 100万円以下 33万円 22万円 11万円	3%) に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、	◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)	0
税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額 の控除等の控除額の合算額を記載しています。	映 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円 約 70,000円超のとき 35,000円	者 100万円超 31万円 21万円 11万円	同表金額欄に掲げる金額を合算した金額	前年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61	4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進 与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかっ	料 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、	105万円超 2.6 天田 1.9 天田 0 天田	②合計課税所得金額 合計課税所得金額が200万円超の者	の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る	控 ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超え
た配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。	地 一般主前保険料、介護区源保険料及び個人中並保険料に 30 代、 それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000	特 110万円以下 110万円 27 11	①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額	税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額	合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を て得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当す
◎税率	¹ 円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約	115万円以下 2 1 万円 1 4 万円 7 万円	①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、	ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定	の 額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えると
 均等割 	除 の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞ れ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	120万円以下 16万円 11万円 6万円	同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を	該 は、その20%に相当する金額) 課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 割合
市町村民税 円 道府県民税 円 ・所得割(総合課税分)	支払金額 控除額	控 120万円超 125万円以下 11万円 8万円 4万円	控除の種類 金額 控除の種類 金額	「136,500円」として計算した金額 ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係	0円以上195万円以下 84.89
市町村民税 % 道府県民税 %	地 保地 50,000円以下のとき 支払金額の1/2	125万円超 6万円 4万円 2万円 2万円 130万円以下 6万円 150万円以下 150万円以下 150万円	#7##fmic	る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係	195万円超330万円以下 79.79
		130万円超 133万円以下 3万円 2万円 1万円	新典型	る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったもの として計算した金額)	330万円超695万円以下 69.58 695万円超900万円以下 66.51
(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%) 又は(災害関連支出の	保料 50,000円超のとき 25,000円 旧 5,000円以下のとき 全額	障害者控除26万円共一般33万円	障害者 控 除 特別 10万円 控 除 老人 10万円 6万円 3万円	② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	900万円超1,800万円以下 56.30
金観-5万円)のうちいすれか高い万の金観	長 5,000円215,000円以下	(特別障害者) 30万円 ★ ★ 老人 38万円 (同居特別障害者) 53万円 養 老人 38万円	Fig. G G G G G G G	市町村民税 3/5 道府県民税 2/5	1,800万円超4,000万円以下 49.16
医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)	科 期 のとき 文払金額の1/2+2,500円	寡 婦 控 除 26万円	寡婦控除 1万円 かとり親 父 1万円 なりとり親 父 1万円 3万円以上 3万円 2万円 1万円	◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)区分市町村民税 道府県民税	4,000万円超 44.05 0円未満 0000
医療費控除 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合	控 約 15,000円超のとき 10,000円	ひとり親控除 30万円 2 特定 45万円	控 除 母 5万円 扶 養 一般 5万円 老人 10万円	和	(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合) 90%
特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)	除 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円	勤 労 学 生 控 除 2 6 万円 除 老親等 4 5 万円	勤労学生控除 1万円 控 除 特定 18万円 同居老親等 13万円	株式等譲渡所得割 3/5 2/5	0円未満地方税法に(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)割合
)税額の計算方法	社会保険料 ナル ヘガニ	納税者本人の	2,400万円以下 43万円	○ 沿苑+坑尽 (禹] 业+坑尽)	◎税額控除(寄附金税額控除)
9祝領の計算方伝 総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③	控除等	所得金額 900万円以下 900万円超 950万円超 950万円超 1,000万円以下	基礎 納税者本人の 3/400万円初3/450万円以下 3/0万円	◎税額控除(配当控除)1,000万円1,000万円	前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が
課稅総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④	支払金額 控除額 生 新 12,000円以下のとき 全額		控除 所得金額 2,450万円超2,500万円以下 15万円 15万円	課税所得金額 以下の部分 超の部分	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額 2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市
税額控除前所得割額④一税額控除額⑤=所得割額⑥	生 利 12,000円以下のとき 主領 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円	配偶者 一般 33万円 22万円 11万円 控除 老人 38万円 26万円 13万円	◎税額控除(調整控除)	種類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民	税 民税は6%に相当する金額
所得割額⑥+均等割額⑦=特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額	命 図 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円	所得金額 控除額	納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた	利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6%	1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する領
	約 56,000円超のとき 28,000円 保 円 15,000円N エのした	配 48万円超 3 3 万円 2 2 万円 1 1 万円	金額 合計課税所得金額が200万円以下の者	外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 0.3% 0.4% 0.4% 0.3% 0.4% 0.4% 0.4% 0.4% 0.4% 0.4% 0.4% 0.4	3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉
(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別	保 旧 15,000円以下のとき 全額	95万円以下	次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税 3%)に相当する金額	外貨建等証券投資信託	6 進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定るの。
税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額	降 契 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円	100万円収 100万円収	①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、	前年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61	条 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増設
の控除等の控除額の合算額を記載しています。	約 70,000円超のとき 35,000円	者 105万円以下 3 1 万円 2 1 万円 1 1 7 万円 1	同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額	の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別	控
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、 それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000	105万円超 110万円以下 26万円 18万円 9万円	合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万	除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る 税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場	議 合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を
	控 円)	110万円超 21万円 14万円 7万円	円) の5% (道府県民税2%、市町村民税3%) に相当する金額	合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定	て得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当すの 額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えると
●税率・均等割	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約 除 の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞ	別 115万円超 120万円以下 16万円 11万円 6万円	①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、 同表金額欄に掲げる金額を合算した金額	適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に	該 は、その20%に相当する金額)
市町村民税	れ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	120万円超 1 1 万円 9 万円 4 万円	②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を 「136,500円」として計算した金額	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額割合0円以上195万円以下84.89
• 所得割(総合課税分)	地 支払金額 控除額	125万円超 6万円 4万円 2万円	控除の種類 金額 控除の種類 金額 *******************************	① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係	195万円超330万円以下 79.79
市町村民税 % 道府県民税 %	震 保 50,000円以下のとき 支払金額の1/2	除 130万円以下 120万円 20 120 120 120 120 120 120 120 120 120	基礎控除 5万円 納税者本人の 900万円以下 900万円超 950万円超 1,000万円以下 1,000万円以下 1,000万円以下	る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったもの として計算した金額)	330万円超695万円以下 69.5
の所得控除 (実際提出策・公式組入策等の入計策と100/) オは(※字間まま出の	保料 50,000円超のとき 25,000円		障害者 特別 1万円 配偶者 一般 5万円 4万円 2万円 地 除 除 特別 10万円 控 除 老人 10万円 6万円 3万円	② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	695万円超900万円以下 66.55 900万円超1,800万円以下 56.30
雑損控除 (実質損失額-総所得金額等の合計額×10%) 又は(災害関連支出の 金額-5万円) のうちいずれか高い方の金額	険 旧 5,000円以下のとき 全額	障 害 者 控 除 26万円 _扶 一般 33万円 (特別障害者) 30万円 1 円	控除 同居特別 22万円 特別 48万円超 5万円 4万円	市町村民税 3/5 道府県民税 2/5	1,800万円超4,000万円以下 49.1
医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)	料 期 5,000円超15,000円以下 支払金額の1/2+2,500円	(同居特別障害者) 53万円 養 老人 38万円	寡婦控除 1万円 NH 150万円 NH	◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	4,000万円超 44.05
医療費控除	控 約 15,000円超のとき 10,000円	事婦控除 26万円 控 特定 45万円 ひとり親控除 30万円	ひとり親	区 分 市町村民税 道府県民税	○円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合) 90%
※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)	除 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		対	配 当 割 X は 3/5 2/5 株式等譲渡所得割	0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合) 割合
)税額の計算方法 総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③	社会保険料 支払金額 空払金額	納税者本人の	基 礎 納税者本人の 2,400万円以下 43万円 43万円 400万円以下 400万円以下 400万円以下 400万円以下 0.00万円	◎税額控除(配当控除)	◎税額控除(寄附金税額控除)
課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④				1 000 5 11 1 000 5 11	- ┃ ┃ 前年中に次に掲げる客附金を支出し 合計額(客附金の合計額)
DED DEPORT 1 1 22 PART 1 DE 1 100 PART 1 00 PA	支払金額 控除額	950万円以下 1,000万円以下	控除 所得金額 2,400万円超2,450万円以下 29万円	課税所得金額 1,000万円 以下の部分 2000万円 おの部分	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額
税額控除前所得割額④一税額控除額⑤=所得割額⑥	生 新 12,000円以下のとき 全額	配偶者 一般 33万円 22万円 11万円		課税所得金額以下の部分超の部分	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額 2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、「
税額控除前所得割額④一税額控除額⑤=所得割額⑥ 所得割額⑥+均等割額⑦=特別徴収税額⑧		配偶者 一般 33万円 22万円 1,000万円以下 整保 22万円 11万円 控除 老人 38万円 26万円 13万円	控除 所得金額 2,450万円超2,450万円以下 2,9万円 1,5万円 1,5万円	課税所得金額 以下の部分 超の部分	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額 2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、 民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥ 所得割額⑥+均等割額⑦=特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円	配偶者 一般 33万円 22万円 11万円 控除 老人 38万円 26万円 13万円 所得金額 控除額 配 48万円超 33万円 33万円 11万円	控除 所得金額 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 ①税額控除 (調整控除)	課税所得金額以下の部分超の部分種類市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民前町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民利益の配当等1.6%1.2%0.8%0.6%外貨建等以外の証券投資信託0.8%0.6%0.4%0.3%	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額 2 千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、 民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する領 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉
税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥ 所得割額⑥+均等割額⑦=特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額 (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円 日 15,000円以下のとき 全額	配偶者 一般 33万円 22万円 1,000万円以下 腔偶者 一般 33万円 22万円 11万円 控除額 控除額 配 48万円超 95万円以下 33万円 22万円 11万円	 控除 所得金額 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 ②税額控除(調整控除) 納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額 合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税 	課税所得金額以下の部分超の部分種類市町村民税道府県民税市町村民税道府県民税利益の配当等1.6%1.2%0.8%0.6%外貨建等以外の証券投資信託0.8%0.6%0.4%0.3%外貨建等証券投資信託0.4%0.3%0.2%0.15%	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額 2 千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、 民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉
税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥ 所得割額⑥+均等割額⑦=特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円	配偶者 控除 一般 33万円 22万円 11万円 26万円 13万円 26万円 13万円 26万円 13万円 26万円 13万円 22万円 11万円 33万円 22万円 11万円 35万円以下 33万円 22万円 11万円 100万円以下 1000万円以下 11万円 11万円 11万円 11万円 11万円 11000万円以下 11万円 11万円 11000万円以下 11万円 11万円 11000万円以下 11万円 11万円 11000万円以下 11万円 11万円 11万円 11000万円以下 11万円 11000万円以下 11万円 11000万円以下 110000万円以下 1100000000000000000000000000000000000	控除 所得金額 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 ①税額控除(調整控除)	課税所得金額 以下の部分 超の部分 種類 類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民 利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ○税額控除(住宅借入金等特別税額控除)	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金2 2 千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定の 4 特定非営利活動法人に対する客附金のうち 住民の福祉の増
税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤ = 所得割額⑥ 所得割額⑥ + 均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧ - 控除不足額⑨ = 差引納付額 (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円 日 15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円	配偶者 控除 一般 33万円 22万円 11万円 控除 老人 38万円 26万円 13万円 配 所得金額 控除額 配 48万円超 95万円以下 33万円 22万円 11万円 偶 95万円超 100万円以下 100万円以下 100万円超 105万円以下 31万円 21万円 11万円 者 105万円以下 105万円以下 105万円以下 21万円 11万円	 控除 所得金額 ②税額控除(調整控除) 2,450万円超2,500万円以下 3 方円 ②税額控除(調整控除) 納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額合計課税所得金額が200万円以下の者次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額 	課税所得金額 以下の部分 超の部分 種類 類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民 利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ①税額控除(住宅借入金等特別税額控除) 前年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定の4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるも
税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤ = 所得割額⑥ 所得割額⑥ + 均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧ - 控除不足額⑨ = 差引納付額 (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかっ	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円 日 15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 約 70,000円超のとき 35,000円 わ 70,000円超のとき 35,000円 か 70,000円超のとき 35,000円	配偶者	控除 所得金額 2,400万円起2,450万円以下 29万円 2,450万円起2,500万円以下 15万円 ①税額控除(調整控除)	課税所得金額 以下の部分 超の部分 種類 類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民 利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ①税額控除(住宅借入金等特別税額控除) 前年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、民税は6%に相当する金額1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の道路に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるものものものででは、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超れただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超れた。1000年により、1000年に対しては関係を持ちます。1000年に対しては関係を持ちます。1000年に対しては関係を持ちます。1000年に対しては関係を持ちます。1000年に対しては関係を持ちます。1000年に対しては関係を持ちます。1000年に対しては関係を持ちます。1000年に対しては関係を持ちます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいます。1000年に対しませばらいませばらいます。1000年に対しませばらいませばらいませばらいます。1000年に対しませばらいませばらいませばらいませばらいませばらいます。1000年に対しませばらいませばらいませばらいませばらいませばらいませばらいませばらいませばらい
税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤ = 所得割額⑥ 所得割額⑥ + 均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧ - 控除不足額⑨ = 差引納付額 (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円 日 15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 約 70,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円 約 70,000円超のとき 35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)	配偶者 控除 一般 33万円 22万円 11万円 26万円 13万円 26万円 13万円 26万円 13万円 26万円以下 33万円 22万円 11万円 33万円 22万円 11万円 35万円以下 33万円 22万円 11万円 100万円超 105万円以下 31万円 21万円 110万円超 105万円超 105万円超 105万円成下 26万円 18万円 9万円 110万円以下 26万円 18万円 9万円 110万円以下 26万円 18万円 7万円 転標	 控除 所得金額 ②税額控除(調整控除) 加税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額合計課税所得金額が200万円以下の者次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額②合計課税所得金額合計課税所得金額合計課税所得金額合計課税所得金額の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額 	課税所得金額 以下の部分 超の部分 相類 類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民 利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ○税額控除 (住宅借入金等特別税額控除) 「市年分の所得税において平成21年から令和3年まで (地方税法附則第61の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定の 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合て得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当
税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤ = 所得割額⑥ 所得割額⑥ + 均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧ - 控除不足額⑨ = 差引納付額 注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円 日 15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 約 70,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円 約 70,000円超のとき 35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約	配偶者 一般 33万円 22万円 11万円 控 除 老人 38万円 26万円 13万円 所得金額 控除額 を除額 100万円以下 33万円 22万円 11万円 100万円以下 31万円 21万円 11万円 105万円超 105万円超 105万円超 110万円以下 26万円 18万円 9万円 110万円以下 110万円以下 21万円 14万円 7万円 115万円以下 21万円 14万円 7万円 115万円超 16万円 15万円超 16万円 15万円 15万円超 16万円 15万円超 16万円 15万円	控除 所得金額 2,450万円起2,450万円以下 29万円 (2,450万円起2,500万円以下 15万円 (3)税額控除(調整控除)	課税所得金額 以下の部分 超の部分 相類 類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民 利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ○税額控除(住宅借入金等特別税額控除) ① 税額控除(住宅借入金等特別税額控除) □ 市年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金記2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する。3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福港進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定の4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもでにし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合て得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるは、その20%に相当する金額)
税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤ = 所得割額⑥ 所得割額⑥ + 均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧ - 控除不足額⑨ = 差引納付額 (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円 日 15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 約 70,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円 約 70,000円超のとき 35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)	 配偶者 一般 33万円 22万円 11万円 控 除 老人 38万円 26万円 13万円 が	控除 所得金額 2,450万円以下 29万円 15万円 ②税額控除(調整控除)	課税所得金額 以下の部分 超の部分 種類 類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民 利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ①税額控除(住宅借入金等特別税額控除)	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、民税は6%に相当する金額1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の道路県又は市町村の条例で定2004年に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定2004年による事務をとして住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもらただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、2005に相当する金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合えて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるは、その20%に相当する金額)
税額控除前所得割額④ 一税額控除額⑤ = 所得割額⑥ 所得割額⑥ + 均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧ - 控除不足額⑨ = 差引納付額 注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。 税率 ・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円 ・所得割(総合課税分)	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円 旧 15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 約 70,000円超のとき 35,000円 や 70,000円超のとき 35,000円 たれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約 の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞ	配偶者 一般 33万円 22万円 11万円 控 除 老人 38万円 26万円 13万円 所得金額 控除額 22万円 11万円 105万円以下 33万円 22万円 11万円 100万円以下 31万円 21万円 110万円超 105万円以下 26万円 18万円 9万円 110万円以下 21万円 115万円以下 21万円 14万円 7万円 115万円以下 21万円 14万円 7万円 115万円以下 16万円 115万円以下 16万円 17万円 6万円 120万円以下 15万円以下 15万円	 控除 所得金額 2,450万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下 15万円 ①税額控除(調整控除) 納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額合計課税所得金額が200万円以下の者次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額②合計課税所得金額合計課税所得金額合計課税所得金額の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額②合計課税所得金額から200万円を控除した金額②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 空合計課税所得金額から200万円を控除した金額 	理税所得金額 以下の部分 超の部分 相類 類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民 利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ①税額控除(住宅借入金等特別税額控除) 前年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の第進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定の4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合て得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額を超えるは、その20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超えるは、その20%に相当する金額)
税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤ = 所得割額⑥ 所得割額⑥ + 均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧ - 控除不足額⑨ = 差引納付額 注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。 ・ 税率 ・ 均等割 市町村民税 円 道府県民税 円 ・ 所得割(総合課税分) 市町村民税 円 道府県民税 円	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円 日 15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 約 70,000円超のとき 35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	配偶者 一般 33万円 22万円 11万円 控 除 老人 38万円 26万円 13万円 所得金額 控除額 22万円 11万円 105万円超 100万円以下 33万円 22万円 11万円 105万円超 100万円以下 26万円 18万円 11万円 110万円超 110万円超 110万円超 115万円以下 26万円 14万円 7万円 115万円以下 21万円 14万円 7万円 120万円以下 15万円以下 15万円 15万円以下 15万円 15万円以下 15万円	 控除 所得金額 ②税額控除(調整控除) 15万円 ③税額控除(調整控除) 納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額合計課税所得金額が200万円以下の者次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額②合計課税所得金額が200万円超の者①の金額が200万円超の者①の金額が200万円超の者①の金額が200万円超の者の金額が200万円超の者②合計課税所得金額が200万円超の者の金額が200万円超の者の金額が200万円超の者の金額が200万円超の者の金額が200万円超の者の金額が200万円超の者の金額が200万円超の者の金額が200万円超の者の金額が200万円超の者の金額が200万円超の者の金額が200万円を控除した金額②合計課税所得金額が5200万円を控除した金額 	課税所得金額 以下の部分 超の部分 相類 類	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、「民税は6%に相当する金額1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する第3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の道施に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるものをでし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超ったで、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合をで得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるるは、その20%に相当する金額) 課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 割金額 の円以上195万円以下 84.89 の円以上195万円超330万円以下 79.7
税額控除前所得割額④一税額控除額⑤=所得割額⑥ 所得割額⑥+均等割額⑦=特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額 注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別 税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額 の控除等の控除額の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかっ た配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。 税率 ・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円 ・所得割(総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 % 所得控除	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円 旧 15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 約 70,000円超のとき 35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	配偶者 一般 3 3 万円 2 2 万円 1 1 万円 控 除 老人 3 8 万円 2 6 万円 1 3 万円 所得金額 控除額 2 2 万円 1 1 万円 100万円超 3 3 万円 2 2 万円 1 1 万円 100万円超 105万円超 105万円超 105万円超 110万円以下 2 6 万円 1 8 万円 9 万円 110万円以下 2 1 万円 1 4 万円 7 万円 115万円以下 2 1 万円 1 4 万円 7 万円 1 2 0 万円以下 1 6 万円 1 7 万円 1 2 0 万円超 1 2 0 万円以下 1 1 万円 8 万円 4 万円 1 2 5 万円以下 1 1 万円 8 万円 4 万円 1 2 5 万円超 1 3 0 万円以下 6 万円 4 万円 2 万円 1 3 0 万円以下 1 3 0 万円超 1 5 万円 1 5 万円	 控除 所得金額 2,400万円以下 29万円 2,450万円以下 2,450万円起2,450万円以下 15万円	課税所得金額 以下の部分 超の部分 相類 類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ①税額控除 (住宅借入金等特別税額控除) 前年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、民税は6%に相当する金額1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めの4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増設与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるものただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超ったがし、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合に、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合に、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合に、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合に、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合に、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合に、その超える金額を超える。は、その20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超える。は、その20%に相当する金額)課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額割の円以上195万円以下 84.8 195万円超330万円以下 79.7 330万円超695万円以下 69.5 695万円超900万円以下 66.5
税額控除前所得割額④一税額控除額⑤=所得割額⑥ 所得割額⑥+均等割額⑦=特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧一控除不足額⑨=差引納付額 注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。 税率 ・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円 ・所得割(総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 % 所得控除	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円 日 15,000円超のとき 全額 15,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 70,000円超のとき 35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の双方により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	配偶者 一般 3 3 万円 2 2 万円 1 1 万円 控 除 老人 3 8 万円 2 6 万円 1 3 万円 操	 控除 所得金額 2,400万円超2,400万円以下 2,450万円超2,500万円以下 15万円 ◎税額控除(調整控除) 納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額合計課税所得金額が200万円以下の者次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額②合計課税所得金額が200万円超の者①の金額が200万円超の者①の金額が200万円超の者①の金額を控除した金額②方門を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額②合計課税所得金額から200万円を控除した金額②合計課税所得金額から200万円を控除した金額②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 整除の種類 金額 控除の種類 金額 基礎控除 5万円 納税者本人の所得金額 900万円超 900万円超 900万円超 900万円超 1,000万円以下 所得金額 第50万円超 1,000万円以下 2万円超 4万円 2万円 特別 10万円 控 除 老人 10万円 6万円 3万円 	課税所得金額 以下の部分 超の部分 相類 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等正券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ○税額控除(住宅借入金等特別税額控除) 前年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額(ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、下民税は6%に相当する金額1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるものは、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合をで、表の方にに近に大額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額を超えるのは、その20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超えるのは、その20%に相当する金額) 課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 割合 0円以上195万円以下 84.8 195万円超330万円以下 79.7 330万円超695万円以下 69.5 695万円超900万円以下 69.5 695万円超900万円以下 56.3
税額控除前所得割額④ 一税額控除額⑤ = 所得割額⑥ 所得割額⑥ + 均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧ 一控除不足額⑨ = 差引納付額 (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。 税率 ・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円 ・所得割(総合課税分) 市町村民税 ツ 道府県民税 円 ・所得割(総合課税分) 市町村民税 ツ 道府県民税 ツ % 所得控除 (実質損失額一総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額ー5万円)のうちいずれか高い方の金額 医療費の実質負担額ー(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 56,000円超のとき 28,000円 [日 15,000円以下のとき 全額 15,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円 70,000円超のとき 35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) 地 度 大払金額 控除額	配偶者 一般 3 3 万円 2 2 万円 1 1 万円 控 除 老人 3 8 万円 2 6 万円 1 3 万円 所得金額 控除額 2 2 万円 1 1 万円 100万円超 3 3 万円 2 2 万円 1 1 万円 100万円超 105万円超 105万円超 105万円超 110万円以下 2 6 万円 1 8 万円 9 万円 110万円以下 2 1 万円 1 4 万円 7 万円 115万円以下 2 1 万円 1 4 万円 7 万円 1 2 0 万円以下 1 6 万円 1 7 万円 1 2 0 万円超 1 2 0 万円以下 1 1 万円 8 万円 4 万円 1 2 5 万円以下 1 1 万円 8 万円 4 万円 1 2 5 万円超 1 3 0 万円以下 6 万円 4 万円 2 万円 1 3 0 万円以下 1 3 0 万円超 1 5 万円 1 5 万円	控除 所得金額 2,400万円起2,400万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 15万円 0税額控除(調整控除)	課税所得金額 以下の部分 超の部分 相類 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等正券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ①税額控除(住宅借入金等特別税額控除) 前年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額(ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、下民税は6%に相当する金額1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する第3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるものただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超っただし、2005に相当する金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合をで得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当な金額が表する金額である。は、その20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超えるは、その20%に相当する金額)課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額割合い。第488 195万円超30万円以下 69.5 695万円超900万円以下 69.5 695万円超900万円以下 66.5 900万円超1,800万円以下 56.3 1,800万円超4,000万円以下 49.1
税額控除前所得割額④一税額控除額⑤=所得割額⑥ 所得割額⑥+均等割額⑦=特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額 (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。 税率 ・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円 ・所得割(総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 % の所得控除 維損控除 (実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額 医療費の実質負担額ー(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 56,000円超のとき 28,000円 [15,000円超のとき 全額 15,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 70,000円超のとき 35,000円 約 70,000円超のとき 35,000円 200円以下のとき 大払金額の1/4+17,500円 70,000円超のとき 35,000円 200円以下のとき 25,000円 200円以下のとき 260円以下のとき 260円以下のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	配偶者 一般 3 3 万円 2 2 万円 1 1 万円 1 3 万円 1 3 万円 1 1 万円 1 1 万円 1 1 万円 1 1 1 万円 1 1 1 1 万円 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	控除 所得金額	理税所得金額 以下の部分 超の部分 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民 利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ①税額控除(住宅借入金等特別税額控除) 前年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額だし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額) 市町村民税 3/5 道府県民税 2/5	1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉 進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進 与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超え合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合をて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額を超えるとは、その20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超えるとは、その20%に相当する金額) 課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 割合 0円以上195万円以下 84.89 195万円超330万円以下 79.79 330万円超695万円以下 69.55 695万円超900万円以下 66.51 900万円超1,800万円以下 56.30 1,800万円超4,000万円以下 49.16
税額控除前所得割額④ 一税額控除額⑤ = 所得割額⑥ 所得割額⑥ +均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧ キ別徴収税額⑧ - 控除不足額⑨ = 差引納付額 (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。 税率 ・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円 ・所得割(総合課税分)市町村民税 % 道府県民税 % 所得控除 (実質損失額 ―総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額 - 5万円)のうちいずれか高い方の金額 医療費の実質負担額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)	生 新 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 約 56,000円超のとき 28,000円 旧 15,000円超のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 約 70,000円超のとき 35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の大について対策を対象とのの円) 支払金額 控除額 保地 第 50,000円以下のとき 支払金額の1/2	配偶者 一般 3 3 万円 2 2 万円 1 1 万円 1 3 万円 1 3 万円 1 3 万円 1 3 万円 1 1 万円 1 1 万円 1 1 5 万円超 1 1 0 5 万円超 1 1 5 万円超 1 2 0 万円以下 1 4 万円 7 万円 1 2 0 万円超 1 2 0 万円以下 1 1 万円 8 万円 4 万円 1 2 5 万円超 1 2 5 万円超 1 3 0 万円以下 1 3 0 万円以下 1 3 0 万円以下 1 3 0 万円以下 1 5 7 円 1 7 円 1 3 0 7 円出 1 3 0 7 円 1 1 7 円 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	控除 所得金額	理税所得金額 以下の部分 超の部分 相類 1.6% 1.2% 0.8% 0.6% 外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3% 外貨建等正券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15% ①税額控除(住宅借入金等特別税額控除) 前年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額) 市町村民税 3/5 道府県民税 2/5 ①税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市民税は6%に相当する金額1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する書3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めの4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるものただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超え合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合をて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する合は、その20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超えるとは、その20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超えるとは、その20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超えるとは、その20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超えるとは、その20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を20%に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を20%に相当する金額の道所となる。第20%に相当する金額の道所と対域が表面を20%に相当する金額の道所と対域が表面を20%に相当する金額の道所と対域が表面を20%に相当する金額の道所と対域が表面を20%に相当する金額を20%にはなる20%に相当する金額を20%に相当する金額を20%に相当する金額を20%にはなる20%に相当する金額を20%に相当する金額を20%にはなる20%に相当する金額を20%にはなる20%になる20%にはなる20%にはなる20%にはなる20%にはなる20%になる20%にはなる20%になる20%になる20%にはなる20%になる20%

- 2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
- 3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
- 4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑧から既納付額⑪を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
- 5 変更前税額⑫欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。
- 6 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面中「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「 $\frac{1}{1}$ 世所は民税 | 2/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 | 1/

氏名 個人

		月日				年分	退	職	所得	申	告	書				表 : :
退航	f 在 地 ₹	市町村長 殿						3	現住所	F						
退職手当の支払者の所(名(法)	(住所)							あな	氏 名							7
の支払	(氏名)					10.4		0) 	個人番号	1 1	ı		1 1		1 1	
者のは	: 人 番 号 ※ f 個 人 番 号)	是出を受けた!	退職手当の	支払者が記載	もしてく 力	ぎさい。 	i		その年1月1 日現在の住所							j
	このA欄には、全て	ての人が、記	載してくだ	ざい。(あな	たが、前	前に退職手 🗎						下の各欄には	記載する必要	がありませ	た。)	年
	退職手当等の支	払を受ける	ことと		年	月	目	る退	の申告書の提 職手当等につ		期一	自 至	年 年	月 月	日日	年
7.	なった年月日				T	/1	н	間				<u> </u>	年		E E	年
		<一般・	障害の	区分>				うち	5 特定役員等	勤続期間		Ē	年	月	日	
A		一般	障害						うち 一般勤 との重複勤紛			1	年	月	日	年、
2	退職の区分等			l			J			- 7 7 7 -		至 自	年 年	月 月	日日日	年
		<生活技	助の有無	# >					うち 短期勤 との重複勤線		13	∃ É	年	月	日日	
		有 •	無					5+	• 后册勘结:	H1月月	有丨	1	年	月	Ħ	年
									5 短期勤続期		7117	É	年	月	日	
	あなたが本年中	に他にも退	職手当等	の支払を受	をけたこ	ことがある	場合に	は、この	のB欄に記載	してくださ		à	年	月	В	年
	本年中に支払を			4	F	月	_E	5 3	と④の通算勤	続期間		ョ 至	年年	月 月	日日	·
	の退職手当等にて 売期間	ういての勁	至	4	F	月	日	うち	·····································	勤続期間		1	年	月	日	年
							年		うち 一般茧	加結問問		至 自	年 年 年	月 月	日日	年
		有	自	年	月	日			との重複勤制			크 돈	年	月	日	
В	うち 特定役員等勤		至	年	月	日			うち 短期勤 との重複勤約			自 至	年 年	月 月	日日	年
												E 	年	 月	日	年
							年		うち 全重複	勤続期間		É	年	月	日	-
	うち 短期勤続	有	自	年	月	日		うち	5 短期勤続期	期間		自 至	年 年	月 月	日日	年
	プラー	無無	至	年	月	日			うち 一般菫	加続期間		<u> </u>	年		日	年
									との重複勤制	期間	無	E	年	月	目	
ı	あなたが前年以前 には、このC欄に記			処出年金法に	基づく者	2齢給付金。	として支統	合される	る一時金の支払を	受ける場合	には、1	9 年内) に退	職手当等の支	払を受けた	ことがある	5場合
							C		又は⑤の勤続期間				年	月	目	年
C 6 拠	前年以前4年内(処出年金法に基づく老			4	年	月	日	統期間	引と重複している 			至 	— 年 — 年	月 月	日 日	年
場	て支給される―時金の 場合には、19 年内)の迫			4	年	月	日		うち 特定役 期間との重複	動続期間		<u>-</u> 至	年	月	日	
7	ついての勤続期間							▣	うち 短期勤 との重複勤続	続期間 期間		自 至	年 年	月 月	日日	年
	A又はBの退職手	当等について	の勤続期間	間のうちに、直	前に支払	を受けた退	職手当等	につい								竿につ
	いて、このD欄に記 Aの退職手当等に	載してくださ	<i>V</i> .				年		くは⑤の勤続期間		ا بدر-					年
期	別間(③)に通算された 当等についての勤続期	上前の退職手		年 年	月 月	日日	-1- 4		b続期間だけから		HIPH I	自 至	年 年	月 月	日日	4-
	うち 特定役員等勤	有	自	年	月	日	年	()		总勒结 拥想		<u></u>	年	月	日	年
	79 村足仅員守勤	悪	至自	年 年	月 月	日	年		75 村足仅具	于到机场利间		É 	——年 ————年	月 月	日日	年
D	うち 短期勤続期	有 無	至	年	月	日日	4	•	うち 短期勤続	期間		自 至	年	月	日日	4
_	Bの退職手当等にご 別間(④)に通算された		Ħ	年	月	日	年〔	-	:⑩の通算期間			1	年	月	目	年
	当等についての勤続期	胴	至	年	月	日	<u> </u>		\\ \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\) \(\frac			E 	年	月	日	
	うち 特定役員等勤	病期間 有 無	自 至	年 年	月 月	日日	年		うち <i>①と①の</i>	通算期間		自 至	年 年	月 月	日日	年
	うち 短期勤続期	有無	自	年	月日	B	年	\odot)通算期間			年	月	目日	年
	B又はCの退職手	悪	至合には、こ	年 のE欄にも話	月 強して	日ください。					13	<u> </u>	年	月	目	
×	退職手当 払を なった	等の支む		金 額	源徴収	泉、税額	特別市町村	民税	収 税 額 道府県民税	」支 払け 要 月	を た 日	退職の	支 払	者 の 所 所)・名称	所 在 地 (氏を)	
	となった 一般 ・	年月日	/11	,	((円)	(P	1)	(円)	年 月	<u>目</u>	一般	(E)	/I/ 1117P	V=12H /	
E B	特定										•	障害 一般				
	短期・										•	障害 一般 院宝				
	С .										•	障害				
	ı						l		1	1		件百				

注 意 事 項

- 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支 払を受ける金額の 20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員 等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

申告書の書き方

- 1 「①」欄には、退職年月日(会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日)を記載します。
- 2 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年 月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助 の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 3 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。 この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間(その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の 退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。)によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間に よります。
 - (1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
 - (2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間(一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。)
- (3) 他に勤務していた期間(その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。)で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等 (※1) に係る勤続期間(以下「特定役員等勤続期間」といいます。)の有無及び短期退職手当等 (※2) に係る勤続期間(以下「短期勤続期間」といいます。)の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。

更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等 ^(※3) に係る勤続期間 (以下「一般勤続期間」といいます。) の重 複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。

- ※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。)が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
 - 上記の役員等とは次に掲げる人をいいます。
 - イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
 - ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 - ハ 国家公務員及び地方公務員
 - 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
 - 3 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 4 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、内書は、上記3「③」欄の内書に倣い記載します。
- 5 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切上 げ)を記載します。

また、内書の「うち 特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち 短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち 短期勤続期間」の各欄は、上記3「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間(特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。)を含みません。

更に、「うち 全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち 短期勤続期間」の内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間(全重複勤続期間を除きます。)について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。

6 「⑥」欄には、前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)に支払を受けた退職手当等(以下「4年内の退職手当等」といいます。)がある場合に、その4年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。

ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年内の退職手当等の収入金額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数(小数点以下の端数切捨て)に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

4年内の退職手当等の収入金額	第 式
800 万円以下の場合	その収入金額÷40 万円
800 万円を超える場合	(その収入金額-800 万円)÷70 万円+20

- 7 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「⑥」欄及び「❷」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 8 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間(上記3の(1)又は(3)の期間((3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。))とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 9 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、「②」欄及び「⑤」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 10 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また「⑪」欄及び「⑥」欄には、「⑪」欄と「◎」欄と「◎」欄と「⊜」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。

9

(10)

 $\widehat{(11)}$

法附則第9条第21項又は令和2年旧法附則第9条第22項の規定による控除額

法附則第9条第22項又は令和2年旧法附則第9条第23項の規定による控除額

計

(3) - (4) - (5) - (6) - (7) - (8) - (9) - (10)

	/ Suren				2 理事項										
	受付印 ——	令和 年 月		日	- 34				法	人	番 -	号		日告年月 日告年月	H
									殿				4	Р Л	
	所在地									<u> </u>					
	(本県が支店等) の場合は本店								事業種目		兆	十億	百万	千	H
	【所在地と併記】	(電話)	前期末現在の資本金の		()
	(ふりがな)								又は出資金の	領					
	法人名								前期末現在の資本金の額及						
	(ふりがな)	(ふりがな)							資本準備金の額の合算	組	-				
	代 表 者 氏 名	経理責任者 氏 名								の 額					
١					車業 4	- 申公	√ /+	道 府		*					
	令和 年 月	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	日ま	での	連結事	業年	度分の	事特別法	^{県 民 税} 業 税 の予定申告書 _{人事業税}	•	L				
	事	業		税					道府	Ì	Į.	民	税		
	前事業年度の	事業税額(④の金額	1) (19)	兆	十億	百万	Ŧ	00	 前事業年度又は前連結事業		兆	十億	百万	千	円
	所 得 割 額	(42× <u>6</u> 前事業年度の月数) 20					0.0	年度の法人税割額 (18の金額)	(1)					0.0
	付加価値割額	/ 6	21)		1 1			0.0	予定申告税額		<u> </u>				
		6) 22					0.0	(1)× 6 前事業年度又は 前連結事業年度の月数	2					0.0
	収入割額	<u> </u>) 23			-	1 1	0.0	前連結事業年度の月数 この申告が修正申告である場合は		-			1 1	Ť
	肚 审	(制事業中及の万数	/						既に納付の確定した当期分の法	3					0.0
	別業用事系中度の	特別法人事業税額(⑤)	\					0.0	人税割額		-				0.0
	人稅 特別法人事業稅額	(②X 前事業年度の月数) 25					0.0	この申告により納付すべき法人税割額	4					
	予定申告税額	(20+21)+22+23+25						0 0	2-3			<u> </u>		4	0.0
	当期分の事業税額及び特		t 27					0 0	均算定期間中において			_	/		
	この申告により納付す 特別法人事業税額	- べき事業税額及び 26-2	7 28			, ,		0 0							月
	前事業年	度の事業税額・特別法人	事業和	总額	の明約	H			割		兆	十億	百万	千	円
	摘 要	課税標準	税率 (₁₀₀)		税		額		$\mathbb{H} \times \frac{5}{12}$	6					0 0
。 事	所 所得金額総額 ②	兆 十億 百万 千 円	1007						この申告により納付				111	1 1	
	得 所 得 金 額 30			兆	十億	百万	千	円	すべき道府県民税額	7					0.0
業	付 付加価估額%額 愈	 							④+⑥ 前事業年度又は前連		<u></u> 要左	座の汁	1 1 1 1 1	がの	
٠,	価			兆	十億	百万	千	円	(特別控除取戻税額等又は個別	T .	末 平		百万十	手	力和
锐	信制付加価値額③	+++++++++++++++++++++++++++++++++++++++							帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別	8	(_)
	資 資 資本金等の額総額 割 資本金等の額 33			兆:	十億	百万:	Ŧ.	円	帰属法人税額						
	割資本金等の額③	,							法人税割額	_					
	収入金額総額 35								道府県民税の特定 寄附金税額控除額	100	L				
	割収入金額36			兆	十億	百万	Ŧ.	円	税額控除超過額 相当額の加算額	11)	١,				
	合 計 事 業 税	額 30 + 32 + 34 + 36	37)						外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	12					
	事業税の特定	寄附金税額控除額	38						外国の法人税等の額の控除額	(13)					
	仮装経理に基づ	く事業税額の控除額	39						仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	(14)			1		
	租税条約の実施に	 :係る事業税額の控除額	40				11		租税条約の実施に係る	(15)	-		111		
	納付すべき事業		(41)		1 1	1 1	1 1		法人税割額の控除額 納付すべき法人税割額	(16)	-			1 1	
		十億 百万 千 円	<u> </u>						9-⑩+⑪-⑫-⑬-⑭-⑮ ⑯のうち特別控除取戻税額等又 は個別帰属特別控除取戻税額等	Γ	-			11	
		付加価値	-	-					は個別帰属特別控除取戻祝額等 に係る法人税割額 差引法人税割額	<u> </u>					
	内訳 資本割倒	—————————————————————————————————————						1.1	(B) - (D)	1	<u> </u>	 	- 		
	摘 要	課税標準	税率 (₁₀₀)	√II .	税		額	円	を受けようとする税額	52	L				
· 特別	所得割に係る特別法人事業税額 46			兆	十億	百万	千	H	この申告の期	間					
法	収入割に係る特別法人事業税額 47	0 0		L										•	
人事	合計特別法人	事業税額(過+④)	48						前事業年度又は前連結事 年度の期間	業					
業院	仮装経理に基づく特	持別法人事業税額の控除額	49					' '							
$^{\prime} $	租税条約の実施に係る		50						通算親法人の事業年 の期間	度					
	納付すべき特別法		51)		1 1				問与私皿!						
	備考		1 💆	<u></u>					関与税理士 名	/	·=+				`
١	が出 与								, H	(電	店)

		※ …	発 信 年 月 通信日付印	確	12	整理	里 番 号	事務	新 景	管	理番	뭉	申告区分
三		※ 処理 事項						. .	. [/]				
受付印 令和 年 月	H T						挝	、人	番号	7	E	自告年月	目
											1	平 月	Н
					殿	ξ					Ι,	١,	
所 在 地				事	業種	重 日							
(本県が支店等) の場合は本店				-	>1C 1.				兆	十億	百万	千	円
(電話))資本金(()
(ふりがな)				又	は	出資	金の	額					
法人名					HI III	ナック	マナムの毎	TZ ナド		111			
(ふりがな) (ふりがな)							資本金の額 3額の合う						
				-									
代表者 経理責任者 氏名 氏名				前資			現在	の額					
				只	7	71/2	4 0	TER	<u> </u>				
令和 年 月 日から令和 年 月	事業 日までの _{連結}	年度分	えはの道府 まれの事	県 民業	税の	予定	申告書	*					
		争来平均	支力 特別法	人事業	税				نـــا				
事業	税	w l stril					道序	f ļ	果	民	税		
前事業年度の事業税額(外の金額)	8 * +6	意 百万	0.0	事前事	業年度	アは	前連結事刻	¥ .	兆	十億	百万	Ŧ	円
法第72条の2第1項第1号	に掲げる	る事業	<u> </u>		の法人	税割	額						0.0
/ - C			千! 円	_			33の金額	_					
所 得 割 額 (⑤× <u>前事業年度の月数</u>)	9		0.0	1 / ~			示税 額 6						
付 加 価 値 割 額 (®× 6 前事業年度の月数)	10		0.0) × <u>-</u> 前	事業:	年度 又は 作度の月数) "					0.0
次 士 蜘 妬 / ② / 6	11)		0.0	7.00			である場合は			1 1	1 1		1 1
				11 - 1			このの場合は : 当期分の法						
法第72条の2第1項第2号	に掲げる	る事業	差	人税	割額								0.0
収 入 割 額 (多× <u>6</u> 前車業年度の日数)	12 兆 十位	意 百万	手 円 00	20	の申告	告にる	より納付						
		7 = 4		すっ	べき	法人	税割額						0 0
		る事業		<u> </u>			2-3)				4	
所 得 割 額 (⑤)× <u>前事業年度の月数</u>)	13 * +6	意 百万	00	144	省 完 並	田間 は	中におい	7					
(1) to the	14		0.0	11 1	事務所	等を有	していた月	数 5		/			月
	 	+++		╢┊┝				+	兆	十億	百万	千	円
資 本 割 額 (⑥× <u>前事業年度の月数</u>)	15		0.0	割			$\mathbb{H} \times \frac{\mathbb{Q}}{1}$	$\frac{5}{2}$ $\left \begin{array}{c} 6 \end{array} \right $					
収 入 割 額 (⑥× <u>前事業年度の月数</u>)	16		0.0	額			. • 1			į			0.0
特事 - 当事業左座の共団は「事業経療」(②の入療)	17)		0.0	-	の申告	寺にる	 より納付						
が業	1 1 1 1 1 1 1	++++		すっ			具民税額						
法 特別法人事業税額 (①× 6 前事業年度の月数)	18		0.0				4)+6)					0 0
予定申告税額 (9+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	19		0.0	-	σ	由坦	テの期	問		•		•	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した	20	+ + +	0.0		V)	Т =	」 Vノ 州	川		•		•	
当期分の事業税額及び特別法人事業税額	 	+++					は前連結	事業					
特別法人事業税額 19-20	21		0.0	年	度の期	間				•		•	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	22			通	算親	 法人	の事業年	- <u>-</u> F 度					
	1 1 1 1 1 1	<u> </u>			期間		- //-					•	
備考				1					•				
関 与 税 理 士 署 名								(年	記話)
								(H	a III				,

第六号の三様式(その2)(提出用)次葉(用紙日本産業規格A4・草色)(第三条・第五条・第十条の二関係)

			事業年度又は 連結事業年度	•	•	法人名	
		 前事業年度の事業税額・特	別法人事業和	・ 说額の明紀	<u> </u>		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細
事		摘 要 課 税 標	準 税率	税	額		(特別控除取戻稅額等又は個別 兆 十億 百万 千 円 帰属特別控除取戻稅額等)
Alle.		法第72条の2第1項第		掲 げる	事 業		か時代が正時以及化催号/ 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額
業	所	所得金額総額 ③ ** +億 百万	F H	1			法人税割額②
税	得割	所得金額③		兆 十億	百万 千	円	道府県民税の特定 寄附金税額控除額 ②5
	付加	付加価値額総額 36					税額控除超過額 相当額の加算額
	価値割	付加価値額③		兆 十億	百万 千	円	外国限医台社等に係る控除対象所得稅額等相当額 又は個別控除対象所得稅額等相当額の控除額
	資本	資本金等の額総額 ③					外国の法人税等 の額の控除額 8
	割	資本金等の額 ③		兆 十億	百万千	円	仮装経理に基づく法人 税割額の控除額
				掲げる	事 業		租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額 ③
	収	収入金額総額 40 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	f H				納付すべき法人税割額 ② - ③ + ③ - ② - ② - ② - ③ - ③]
	割	収入金額⑪		兆 十億	百万	円	③のう も特別控除取戻税額等又 は個別帰属特別控除取戻税額等 に採る法人税削額
			第 3 号 に	掲げる	事 業		差引法人税割額 ③ 3 - 26 - 28 33
	所得	所得金額総額 ⑫ 兆 +億 百万	THE	兆 十億	##! T	: m	
	割	所得金額솋		兆 丁億	百万		/
	付加価	付加価値額総額 44		兆 十億	百万! 千	- 円	/
	値割	付加価値額級		7G; 1 BS;	11111		/ /
	資本	資本金等の額総額 46		兆 十億	百万! 千	; 円	/ /
	割	資本金等の額(む)					/ /
	収入	収入金額総額 級		兆十億	百万! 千	: 円	/
	割	収入金額卿		1 1	1 1 1		/
		合計事業税額 35+37+39+41+43+45+					/
		事業税の特定寄附金税額控					
		仮装経理に基づく事業税額の哲					/
		租税条約の実施に係る事業税額の技			1 1 1 1	1 1	
		納付すべき事業税額 - ⑤-⑤- は 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 5		旦 12 担 14	・ カ 東 安		/
		法第72条の2第1項第1号 所得割⑤ ^{※ +億 百万} 刊 円		万 (こ /均 () 兆! +億!	る尹系	円	
			付加価値割 56 収 入 割 58				/
	内		第 3 号 に		<u></u>		/
	訳	北 土橋 五五 千 田	付加価値割 ⑩	兆十億	百万千	円	/
	- 1		収入割⑫				
特		<u> </u>		 	額	<u>: , , </u>	/
特別法	法第72		(100)	兆 十億	百万 千	円	/
人事	カートラー 法第72 JV 入:	条の2第1項第2号に掲げる事業の 圏に係る特別法人事業税額	0 0				
業税	法第72 収入:	条の2第1項第3号に掲げる事業の 個に係る特別法人事業税額	0.0				/
	000	合計特別法人事業税額 (⑥)+⑥	4+65) 66				
		仮装経理に基づく特別法人事業税額の	控除額 67				/
		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の	控除額 68				/
		納付すべき特別法人事業税額 ⑯ー儼	69				

	災害等	に係る	申告書の提出	出期限	の延長の承認	申請書	整理番	를		
受付印	令和	年	月日田知事殿	※処理事項	発信 通信日付	年 月	確 認			
所 在 地 及 び 電 (ふ り が 法 人 名 及 び 法 (ふ り が 代 表 者 経 理 責 任 者	な) 人番号 な) 氏 名		71.3 92					電話 (人番号))
資本金の額又は出	資金の額									円
令和 年令和 年日まで延長したい1 確定申告書の		ます。 	の事業年度分割を表現しています。		業税及び特別:	法人事業	税の確定	申告書の	提出期限を	を下記の
令和 2 確定申告書の 損金額及び法 限の延長を必	人税の額の	でに決 計算を ⁻			!由又は損益通 ない理由並び					
通算親法人の 本店所在地							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 人税に係る	提出の有	
本 が 電話 が 名 な と か が ま が ま が の 名 な み な 法 人 番 号 関 与 税 理 士 名				(法	人番号)			たに保る 告期限の 長申請書 人税法 75条第1項	-t-===+-1-	無ようとする期日出年月日・

/ / /	閉限の延長の処分等	の届出書	・ 承認等の申請書	整理番号	
受付印 令和	年 月 日	*	発 信 年 月	J B	
		処理	通信日付印	確認	
		事			
	知事殿	項			
所在地及び電話番号				(電話)
(ふ り が な) 法 人 名 及 び 法 人 番 号				(法人番号)	
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名					
経 理 責 任 者 氏 名					
資本金の額又は					円
出資金の額	7 由生妻の担山畑	7月 の7式 目	ミの加八笠の見山	/ 光広川 口彩門	
			長の処分等の届出		
令和 年 月 日まで	、の事業年度の所侍	に対する	法人税の確定申告書	ら提出期限の3	延長について
□ 下記のとおり延長の処□ 下記のとおり指定があ					
□ 下記のとおり指定に係 □ 指定が取り消された	る月数が変更され	た	ので届け出	はます。	
□ 下記のとおり延長又は	指定があったもの				
確定申告書の提出期限の延長	- 期間	Ē	記 () 月間		
指定を受けた月数	C/93 [F]		() 月間		
変更後の指定に係る月数	光報学に反て由生	妻の担!	()月間 	刃竿の由誌	
令和 年 月 日からの 令和 年 月 日までの の取消し若しくは指定に係る月数の				돌から提出期限の 処	長をし、又は指定、指定
1 確定申告書の提出期限の延長期間 (1)確定申告書の提出期限が延長	引 ラされていない法人				
□ 確定申告書の提出期限の延 □ 確定申告書の提出期限の延	E長をしたい場合(次に E長及び指定を受けたい	場合) 月間	通算法人は2月間)	
(2)確定申告書の提出期限が1月 □ 指定を受けたい場合	月間(通算法人は2月間	引) 延長さ	れている法人 ()月間		
(3) 指定を受けている法人 □ 指定の取消しを受け、確定	E申告書の提出期限の 廻		1月間(通算法人は2月 省し前()月間	間)としたい場合	
□ 指定に係る月数の変更を受	をけたい場合	多	を更前()月間 を更後()月間		
2 各事業年度終了の日から2月以 には、各事業年度終了の日から3	内(指定を受けようと 月以内)に当該各事業	する場合 年度の決	3 根拠条文□ 地方税法第72条	<u>:</u> の25第3項又は第5項	頁(これらの規定を同法第72
算についての定時総会が招集され は、各事業年度終了の日から2月	以内(指定を受けよう	とする場	む。)		おいて準用する場合を含
合には、各事業年度終了の日から (他の通算法人の各事業年度を含すが招集されない理由又は通算法人	む。)の決算についての	定時総会		2条の28第2項及び第	ては第5項第1号(これら 第72条の29第2項において
類する理由により損益通算等によ 欠損金額及び法人税の額の計算を	る法人税の所得の金額	若しくは	□ 地方税法第72条	ミの25第3項第2号3	ては第5項第2号(これら 672条の29第2項において
			準用する場合を含 □ 地方税法施行令 項において準用す	7第24条の4第1項	(同令第24条の4の3第1
			4 添付書類等	の物口で占む。)	
			□ 定款等の写し □ その他()
通算親法人の				(ह्य⇒ं ∹1	
本店所在地及び電話番号				(電話 (法人番号)	
通算親法人の名称及び法人番号					
関 与 税 理 士 署 名				(雷託)

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出(道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限 の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

(電話

受付印	申告書の提出其	期限の	延長の耳	欠りやと	め等の	届出書		整理番号	号	
ZN III	令和	年	月	日	*	発信	言 年 月	H		
No. and a second					処理	通信日	付印	確 認		
			知	事殿	事項					
所在地及で	ド電話番号							(1	電話)
(ふ り 法 人 名 及 て	が な) が法人番号							(注	人番号)	
(ふ り 代 表 [‡]	が な) 者 氏 名							·		
経理責任	壬 者 氏 名									
	か 額 又 は 金 の 額									円

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)

令和 年 月 日から

の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長に

令和 年 月 日まで

その延長の処分が取り消された ついて その適用を受けることをやめた その延長の処分が失効した

ので届け出ます。

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出

令和 年 月 日から

の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から

令和 年 月 日まで

法第72条の25第3項

の規定による提出期限の延長の適用を受けることをやめますので届け出ます。

法第72条の25第5項

通 算 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号	(電話)
(ふ り が な) 通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)	1 1 1
関 与 税 理 士 署 名	(電話)

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出 期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。

*																※種	別.			·*	整理	平	문				*					
<u>* </u>				Г				T							1	八生	7,513			^	正 左	. 181	7				^					
)	《区分															(受約	合者番	番号)												
± +	,																	(個)	番号	子)												
支丸		住																(役耶	哉名)													
を受り		所																														
る者	Ī																	氏	()	゚゚リガナ	-)											
																		名														
	種			別			支	: ;	払	金	額		給(与 所 調	得整	控 腔 控		金額 (後)		所得	控除	の額	の合	計	頂		Ü	京 泉	微	収 税	額	
						F	勺			千		円					千	P	1			ŝ	千		円	内				千		円
(源 泉)	控目	除 対 象	1 配便	日者	西] 偶:	老 (特別	1)			控						族の	数			16歳	未満						数		非居	住者
		無等		:人	哲			の			特	定	()	記 偶	l		除。 人	(,)	<i>Z</i> -	の他		扶養の			(本 特		しを 別	除。	(。) その).(H1	で 親族	
有		従有					千		円	1	人	1	人	内	_			(人			従人		人			勺	נית	人	-C V.	人		人
																										į						
		L. A. 16	7 70 10		- A store			ı				1 - 1-	L # A .L		<u> </u>				nA .lo	N - 14	L. P.A. J.							A 646		Late PA	. store	
内	-	社会体	米 利 千	等の	の金額	Į .	円			生命仍	米) 千	∤の <u>担</u>	EI除客	自		円		地震保	:) (千		部除額		円		住	名作	昔入	金等	特別	控除0)額	円
			'				, ,				'					, ,			,				1,7					,				1,3
(摘要	F /							<u> </u>																								
(1141.2	۷)																															
生命保 の金額	険料 の内		命保険	料			円	111/1	三命保				円			療保			円		固人年				P	၂		人年				円
訳			金額	Arte:					の金額 開始年			2	年	映 月)金額 日	A-P	/++ 1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	± IIII	保険	料の金	宏領	٠, , , ,	/IL -1	A 644	+	保険	付り:				円
住宅借	入金	特別招	借入金 E除適月	等 用数					用好年								E-L	借入金等/ 区分(1回						E借入 浅高(1	金等 [回目))						
等特別 の額の	性 内訳	住宅特別招	借入金				円	居任	開始年2回目			-	年	月		H	生七	借入金等 ² 区分(2回						と借入 ま真(ご	.金等 2 回目)	\						円
	L	フリガ		比积				(4四日	,	ı	I					控脉	区ガ (2回	円				十小九	X 同(2		, 月			- 1			円
(源泉・	ļ.,	氏名	·								区 分			西西	偶	者の					年金保 等の金					1	旧長 保険	期損料の:				
別) 控除対 配偶者	象	個人番	+	T		П				T	+					听得			ŀ	甘水	控除の	7.安百			Р	9	所	得金	額			円
BU IPA1		フリガ・													T	(711	ガナ)		ļ	巫诞	11年 尓い	が見				_	調整	控防		人降の控	公分会	井養
	,	氏名		•••••					•••••		区 分				١,	ļ	ペ <i>ハ</i>) :名		•••••							区分				個人番号		1/190
	1	個人番	号											1	1	個人	番号							T					ł			
ŀ	_	(フリガ・	_								1_			1	F		ガナ)							ļ_	+				ł			
控 除	2	氏名	·	•••••					•••••		区 分			6 歳	2	IT	·名 ·名		•••••							区分						
対	⊢	個人番	号											未	4		番号							T								
象 扶		(フリガ・												満の	H		ガナ)									i.			•			
養親	3	氏名									区 分			扶養	3	I	:名						•••••			区分				人降の16 の個人番		の扶
族		個人番	号											親	ľ		番号												32.0000	-> 147 CB		
ŀ	-	(フリガ・	ナ)							·	区			族		(フリ	ガナ)									区						
	4	氏名									分				4	氏	:名					•••••				分						
	Ī	個人番	号													個人	番号															
未	3	外 多	E :	災	7	本	人が降	┗ 章害者	·		U.	勤	1	<u> </u>			中 冷	45	н ту	rt:					亚 4/	^ =	tz. 11	· /::		1		
成		I E	-	害	乙	4	寺	そ			ک	労					十 述	就 ·	区 相	ıx T					文和	р 1	自生	: +	月日	1		
年		ì	艮		欄			の			ŋ	学		/ I	就	職	退職	年	月		日			元	号				年	月		日
者		人 耳	戦 :	者		5	}[]	他	+ !	帰	親	生	\exists	/		+				+								+			+	
													1																			
	,	個人番		İ					1		1					(7	占詰で	記載して	くださ	えい。)										•	•	
支		法人							1							<u> </u>				- 1												
払		住所(又は別																														
者																																
		氏名又	は名利	尔																	(電	話)										

第17号様式別表記載要領

- 1 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。
- 2 「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等(所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。)の金額 のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 3 「控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 4 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載してください。
- 5 「障害者の数 (本人を除く。)」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内 書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)に該当する場合は、「摘 要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。(例「氏名(同配)」)
- 6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第1項第6号(1)(i)に規定する特別控除対象配偶者(以下「特別控除対象配偶者」という。)、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。
- 7 「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうちに所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額(以下7において「国民年金保険料等の金額」という。)が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 8 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を 記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の 扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。(例「(1)氏名」)
- また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載してください。
- 国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載してください。 9 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定(以下9において「特例規定」という。)の適用がある場合には、「住宅借入金等特別 控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額(以下(イ)において「住宅借入金等特別控除可能額」という。)が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
 - (ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合((ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。)には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日(当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日)及びその者の住宅の取得等(同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。(ハ)において同じ。)が特定取得(同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。(ハ)において同じ。)又は特別特定取得(同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(ハ)において同じ。)に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。)に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅等借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額者しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。)について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨(同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (二) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合((ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。)には、その旨を記載してください。
- 10 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 11 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第5条第5項及び同法附則第11条 第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項 に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 12 「基礎控除の額」の欄には、基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合に、その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨を記載してください。
- 13 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の4第1項の規定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の3の3第1項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください(「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄又は「控除対象扶養親族」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。)。
- 14 「(源泉・特別)控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族(以下14において「控除対象配偶者等」という。)の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。
- 15 「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第2号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額(当該給与等が同条の規定の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額)を記載してください。
- 16 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。(例「(1)個人番号」)
- 17 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。(例「(2)個人番号」)
- 18 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。
- 19 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 20 ※印の欄には、記載しないでください。

第十七号様式別表 (用紙日本産業規格 A 5) (第十条関係)

*															※種	別			*	•整 玛	1 番	号				*					
																	1,-1		·												
			※区	分													+		番号)		_		1	_	_	$\overline{}$	一	_	$\overline{}$	1	ı
支	払																(個)	(番)	庁)												
を受	け	住 所															(役職	3(名)			-			-				-			
る:	者	ולל															氏	(フ	リガラ	h)						—					
						1						公	5. 武	但	控除	生の /	名数据								ı						
	種			別	J		支		金	額					控	除後	((所得	控除	の額		計名		_	源	泉	徴」	収 税	額	
						内			千		円				Ŧ	-	P	-			=	f		円	内				千		F.
									\perp		-tota: 18	'∆ -	<u>.</u> 4	<i>-</i> -	扶 養	如日十	t 0	*/-						7.22.7	· 中	> ±∠	· の	*/-	Ц		
			象 配	偶者	_	偶者									大き者を			釵			16歳						除く			非居であ	住者
0)	有	無等		老人	控	除	の	額		特	定			老				そ	の化	h <u>.</u>	の			特		別		その)他	親族	の数
有	_	従有	1			Ŧ	-	円		人	従人		内		J	、従ん	Λ.		人	従人		人		F	力		人		人		人
		社会	保険	料等の	の金額		1).	生命化	呆険料	の控隊	全額		<u>i_</u>			地震保	上 険米	」 外のキ	空除網	j			住	字信	<u></u> 告入√	金等!	特別は	<u></u> 空除σ)額	
内			Ŧ				円			千					円			千				円		•			千				F.
(摘	要)						<u> </u>																								
生命保 金額0	険料の かけ訳		E命保 の金額				円旧	生命保険 の金額				円	介護 険料	隻医	療保 金額			円	7打1	固人年	金 金額			ŀ			人年: 料の金				F.
住宅借	- 古入金	特別	宅借入 控除通					主開始年』			年		月		日		·入金等特 【分(1回					住宅 年末残		金等 1 回目))				•		円
等特別 の額の		住	宅借入 控除〒	金等				主開始年』			年		月		日		·入金等特 [分(2回					住宅 年末残		.金等 2回目))						F.
		(フリン							!	区								円		生年金色					П	IDE	期損	±			円.
(源泉 別)		氏	名							分					者の					等の金							料の金				
控除対配偶	计象	個人	番号										合	計月	所得				基礎	控除の	の額			F	円	所得	得金額	Į tras			F.
	П	(フリン	ガナ)							区		_		Π	(フリオ	i ナ)									区	诇釡	控除	5人目以	【降の控】	除対象:	扶養親
	1	氏	名							分				1	氏》	各									分		1	族の個)	人番号		
		個人	番号												個人都	番号															
Lefe	H	(フリン	ガナ)							区		7	1	H	(フリオ	i ナ)							!_		区		\dashv				
控除	2	氏	名							分			6 歳	2	氏	各									分						
対象		個人	番号										未満		個人都	番号															
象扶養	П	(フリン	ガナ)							区		\dashv	の扶		(フリオ	i ナ)									区		\dashv		_		
養親族	3	氏	名							分			養	3	氏纟	各									分				【降の16詞 固人番号		の扶養
族		個人	番号										親 族		個人都	番号															
	П	(フリン	ガナ)							区					(フリオ	 ナ)									区						
	4	氏	名							分				4	氏	各									分						
		個人	番号												個人都	番号															
未成		外	死亡	災	乙	本人が 特	ぶ障害 そ	_	Ę	ひと	勤労		Λ		Г	户 途 :	就・	退罪	嵌					受絲	洽 者	f 生	年	月日			
年		国	退	害	I mm	10	0			ŋ	学		/	ᅶ	a mbb:	融	年	月	П	п				: D.			Т	年			п
者		人	職	者	欄	別	他	」 婧	7	親	生	/	′ L	別	職	⊻4取	干	Л		日			Л	号			\perp	干	月		日
												/																			
	\dagger		番号区			'						V			(右	詰で訴	記載して	くだる	さい。)											
支 #/	\vdash		人番号								1					нь		= \													
払者			所在																												
		氏名	又は名	4称																(°E	鼠話)										

 \bigcirc

給与支払報告書(個人別明細書)

第17号様式別表記載要領

- 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。
- 「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等(所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。)の金額 のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 「控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書し
- 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載してください。
- 「障害者の数(本人を除く。)」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内 書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)に該当する場合は、「摘 要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。(例「氏名(同配)」)
- 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第1項第6号(1)(i)に規定す る特別控除対象配偶者(以下「特別控除対象配偶者」という。)、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する 非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。
- 「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の 金額のうちに所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額(以下7において「国民年金保険料等の金額」という。)が含まれて いる場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 8 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を 記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の 扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。 (例「(1)氏名」)

また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が 国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載してください。

- 退職手当等(地方税法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下9及び18において同じ。)の支払を受ける配偶者 (合計所得金額(同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下9において同じ。)が133万円 以下であるものに限る。以下9及び18において同じ。)又は扶養親族がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親 族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその 旨及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限 る。)にはその旨を記載してください。氏名の前には(退)と記載し、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する 個人番号との対応関係が分かるようにしてください。
- 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定(以下10において「特例規定」という。)の適用がある場合には、「住宅借入金等特別 控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額(以下(イ)において「住宅借入金等特別控除可能 額」という。)が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載して ください。
 - 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合((ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。)には、特例 規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日(当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その 適用を受けた旨及び当該年月日)及びその者の住宅の取得等(同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住 宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。(ハ)において同じ。)が 特定取得(同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。(ハ)において同じ。)又は特別特定取得(同 法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(ハ)において同じ。)に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16 項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年 をいう。以下(ハ)において同じ。) に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の 金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅等借入金等の金額若しくは同条第13項に規 定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1 項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。) について特例規定の適用を 受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適 用を受けた旨(同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家屋を居 住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合 には、その旨を記載してください。
 - 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者で ある場合((ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。)には、その旨を記載してください。
- 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料 の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保 険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第5条第5項及び同法附則第11条 第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項 に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 「基礎控除の額」の欄には、基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合に、その基礎控除の額に相当 する金額又は当該金額がない旨を記載してください。
- 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の4第1項の規定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄 には、同法第41条の3の3第1項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族 又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください(「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄又は「控除対象 扶養親族」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。)
- 「(源泉・特別)控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対 象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族(以下14において「控除対象配偶 者等」という。)の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象 外国外扶養親族である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合 は空欄としてください。
- 16 「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第2号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額(当該給与等が同条の規定 の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見 積額)を記載してください。
- 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前 には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。(例「(1)
- 18 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号及び退職手当等の支払を受ける 配偶者又は扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、「摘要」の欄にお いて氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名 等の前に記載した(退)を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。(例「(2)個人番号」、「(退)個人番号」)
- 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号を いう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 21 ※印の欄には、記載しないでください。

		公	的年金等	等支払	報告	書(個	1人別時	計	田書)									•	※種	5	训	*	整理	里番り		*			
		※区	. 分															1	固人	.番号	00000		***************************************			000000000000000000000000000000000000000			
支払を受	シロス字	住	所																							8 8			1 1
XIAZX	といる相		フリガナ)										~ 生	在	Ę	明 治	=			正	I	昭 和	旬			成		令	和
		氏	2 名										月月							年				J	月				日
		区分					支		払	3	金		割	頁				源		泉		徴		収		毛	兑	額	
所得税法	法第203条	:の3章	第1号•第4	号適用名	7						千					円									千				円
所得税法	法第203条	:の39	第2号・第5	号適用を	ì																								
所得税法	法第203条	:の39	第3号∙第6	号適用を	ì																								
所得	税法第20	3条4	の3第7号通	適用分																									
本				人	源泉	控除対象面	2偶者の有無等	c F	控除为	付象技	夫養親	見族	医の数			歳未の扶			障:	害者の	数			非居住	主者		^	. n.At	
特 別 障害者	その他 障害症		ひとり親	寡婦	_	一般	老人		特定	ŧ			その	他	養	親族		枳	宇另门		そ	の他		であ 親族 <i>0</i>		社	会保	长険料	め額
									人)	人		人		人		内		人		,	人		人		-	千	円
	•	源	泉控除対象	東配偶者	•						控除	対	象扶養	親族								16点	歳未	満の	扶養	親族			
(フリガナ)					区分	配偶者	の合計所得	4	(フリガナ)								Þ	区分	П	(フリガナ)									区分
氏名							円	1	氏名										1	氏名									
個人番号			000000000000000000000000000000000000000		00000000	48万円 以下	7		個人番号								0	000000000000000000000000000000000000000	,	固人番号	-		-						
(摘要)									(フリガナ)									区分		(フリガナ)	ļ								区分
								2	氏名										2	氏名									
			_						個人番号										,	固人番号	-	***************************************							
			法人	、番号	ļ-				000000000								-							_	_				
支	払 者		所	在 地	1																								
			名	称																電番									

第17号の2様式別表記載要領

- 1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
- 2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。)を記載すること。
- 3「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
- 4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の5第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
- 5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦又はひとり親に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
- 6 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じその該当する欄に★印を記載すること。
- 7「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
- (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
- (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
- (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- 8「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載すること。
- 9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
- (イ) 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
- (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- 10 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。
- 11「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の5第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
- 12 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族(以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。)の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
- 14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者(地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。)又は退職手当等(同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。)の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に(退)と記載すること。
- 15 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 16 ※の欄には、記載しないこと。

				※ 処	発 信 年 通信日付印	月 日 確 認	整理者	子 号	事務所区分	管 理	番号	申告区分
受付印				※処理事項	CM		1					
令和 年	月	I	日					法	. 人 番	号	申告4	年月日 月 日
						1	殿					
所 在 地												
「本市町村が 支店等の場 ムト本作品						事業和	重目					
合は本店所	(\							
(ふりがな)	(電話)	前期末現	見在の資本	金の額	兆 (十億百	万 千	円)
St 1 /7						又は	出資金	の額				
法人名							在の資本金の					
(ふりがな)		りがな)					#金の額の 士 羽		+++	+		
代表者	経 氏	理責任者 名				前期資本		在 の 額				
令和 年 月 日から令和 年	月	日まで	の事業年度 の連結事業	分又はの 年度分の		の予定申告	±			*		
摘					要					税 ^{十億} : 百	額 五	円
前事業年度又は前連結事業年度の法人和	说割額(©	9の金額	()						1			0.0
	6		\									<u> </u>
予定申告税額 (①× <u>前事業年度又は前</u>	 丁連結事業	年度の	月数									0.0
この申告が修正申告である場合は既に結	対付の確信	自した业	4期分の	注 人稅	11 額				3			
C か 中 日 ル 19 正 中 日 C の 79 日 1 1 1 1 1 2 2 2 2 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2	(1) T * / PE/4		17917J · ·	(A)\v	知识							0.0
この申告により納付すべき法人税割額	2-3								4			0.0
n											-	+++
均 算定期間中において事務所等を 割	有してい	た月数							5	/		月
割		円 >	$\times \frac{\boxed{5}}{12}$						6	十億百	万千	_円 00
	545 A (6	<u> </u>	14									
この申告により納付すべき市町村民税			っ 古 数	라. 급	一类 記 刀	1. 安 耸				71		00
当該市町村 名 新	可内に別	1仕9/				<u>は 寮 等</u> は寮等の所	在地			害	自該市町村2 別の税率適用 目いる従	用区分に
											-	人
合					計					8		
前事業年度又は前連結事業年度の	法人税割	種の明約		ح	の申	告の	期間		•		•	
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻	十億	百万		前面	·				•		•	
税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属	9				業牛皮乂は	前連結事業年	- 関の期间		•		•	
課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額				通算	ī親法人0	つ事業年度	この期間		•			
法人税割額	10			法第	 15条の4 <i>0</i>)徴収猶予る	 を受けよう	とする		十億百	万 千	P
				-	<u> </u>				従業者	粉	均等	割額
市町村民税の特定寄附金税額控除額	(1)				<u>r-s</u>		11 16.	3-F /1 xv	ル 木口:	\[\]	7-5 13	可饭 円 00
税額控除超過額相当額の加算額	12							++		-		0.0
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額	(13)			指場				++		+++		
又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				定合				++				0.0
外国の法人税等の額の控除額	14)	1 1		都市の				\perp				0.0
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	15			7 113 126							, ,	0.0
11か々なのかせいばでは1番刺藍の物原藍	10			申 _の								0.0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	16			告計				++		' -		0.0
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯	17)			す" る算				++				
①のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属	18							++				0.0
特別控除取戻税額等に係る法人税割額				\parallel				44				0.0
差引法人税割額 ⑰-⑫-⑱	19								<u> </u>		<u> </u>	0.0
関与税理士署名								(電話				

第	
第五	Ŀ
+	_
Ė	-
号	ī
σ)
五	-
±±	_
17त्र	ζ
材 式	
陈	f
則	
第	
ケー	,
_	
条	
σ)
匹 関係)	1
思	
大	:
仔	`
_	•

令和	年 月	日 殿	整理番号			
			フリガナ		 	
住所			氏 名			
			個人番号			
電話番号			生年月日	明・大・昭 平・令		

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項) 各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に 該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられな くなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関す る事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

	寄附年	月日		寄附金額
令和	年	月	日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

	① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である □ □
--	--

- (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
 - (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
 - (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

2	地方税法附則第7条第2項(第9項)) に規定する要件に該当する者である	

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告 特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県 の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

			(打り筋た	ないでください。)	
令和	和	年寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告料	序例申請書受付書
住	所				受付日付印
氏	名			殿	

受付団体名

令和	年寄附分	市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書

令和	年 月 日 殿	整理番号						
		フリガナ						
住所		氏 名						
電話番号		生年月日	明・大・昭平・令					
申告特例申	請書に記載した内容(全て記載)							
		フリガナ						
住所		氏 名						
電話番号		生年月日	明・大・昭平・令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
		はしている場	合は、当該届出書に記載した					
支出した生あった場合	(注) これまでに申告特例申請事項変更届出書を提出している場合は、当該届出書に記載した内容を記載してください。 あなたが寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出後、当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月1日までの間に当該申請書の内容(電話番号を除く。)に変更があった場合は、上記の欄に必要な事項を記載して当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月10日までに提出してください。							

(切り取らないでください。)

受付団体名

寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書

殿

受付日付印

市町村民税

道府県民税

年寄附分

令和

住

氏

所

名

令和	年	月	E
----	---	---	---

市町村長 殿

市区町村コード又は都道府県コード

市町村長 知 事

令和 年寄附分

市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例通知書

地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定により、下記の者から同条第2項(第9項)に規定する申告特例の求めがありましたので、同条第5項(第12項)の規定により下記のとおり通知します。

住 所	生年月日	明·大·昭 平·令
フリガナ	電話番号	
氏 名		円
個人番号	合計 寄附金額	

備考

合計寄附金額とは、申告特例の求めに係る地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額をいいます。